

- (19) 法第五十四条第一項の規定による自立支援医療費の支給の認定
- (20) 法第五十四条第二項の規定による自立支援医療を受ける指定自立支援医療機関の決定
- (21) 法第五十四条第三項の規定による自立支援医療費の受給者証の交付
- (22) 法第五十六条第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更の認定及び医療受給者証の提出の要求
- (23) 法第五十六条第四項の規定による自立支援医療費の支給認定の変更に伴う医療受給者証の返還
- (24) 法第五十七条第一項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消し
- (25) 法第五十七条第二項の規定による自立支援医療費の支給認定の取消しに伴う医療受給者証の返還の要求
- (26) 法第七十九条第二項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営営する事業並びに福祉ホームを営営する事業の開始の届出の受付(障害福祉サービス事業は、法第五条に掲げる居宅介護、重度訪問介護、行動援護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び共同生活援助並びに法附則第八条第一項に掲げる外出介護及び障害者デイサービスに限る。(27)から(31)までにおいて同じ。)
- (27) 法第七十九条第三項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを営営する事業及び福祉ホームを営営する事業の変更の届出の受付
- (28) 法第七十九条第四項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを営営する事業及び福祉ホームを営営する事業の廃止又は休止の届出の受付
- (29) 法第八十一条第一項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業及び移動支援事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者に対する報告等の要求又は質問若しくは立入検査
- (30) 法第八十二条第一項の規定による障害福祉サービス事業、相談支援事業及び移動支援事業を行う者に対する事業の制限又は停止の命令
- (31) 法第八十二条第二項の規定による障害福祉サービス事業を行う者並びに地域活動支援センター及び福祉ホームの設置者に対する施設の整備若しくは運営の改善又は事業の停止若しくは廃止の命令
- (32) 法附則第二十四条の規定による法の施行前の準備その他の行為(指定障害者支援施設に係るものを除く。)

第二条の表の第二十九号の三中「竹原市」の下に「及び庄原市」を加え、同表の第三十号の四及び第三十一号の二中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第三十五号中「第八号の五(3)」を削り、「第二十号の二(11)、(12)、(14)及び(33)」の下に「第二十一号(10)、(11)、(15)、(18)、(23)及び(24)」を、「第二十一号の四(7)、(11)及び(14)」の下に「第二十二号の二(12)、(15)、(24)、(27)、(38)、(41)、(54)、(55)、(58)、(61)、(75)、(78)、(86)、(89)及び(94)」を加え、「第二十三号の二(3)並びに第二十九号の三(5)」を「第二十三号の二(3)、第二十四号(17)、(20)、(22)、(23)、(26)及び(27)、第二十四号の二(11)、(14)、(16)、(24)、(30)及び(31)並びに第二十九号の三(6)」に改める。

第三条の表の第一号、第二号の二、第二号の三及び第十号の二中「及び江田島市」を「江田島市及び熊野町」に改め、同表の第十二号(1)中「法第三十一条の二第二項第十一号八、法第六十二条の三第四項第十一号八」を「法第三十一条の二第二項第十四号八、法第六十二条の三第四項第十四号八」に改め、同号(2)中「法第三十一条の二第二項第十二号二、法第六十二条の三第四項第十二号二」を「法第三十一条の二第二項第十五号二、法第六十二条の三第四項第十五号二」に改め、同表の第十三号の二中「及び江田島市」を「江田島市及び熊野町」に改め、同表の第十五号を次のように改める。

十五 削除

第三条の表の第十八号の二中「及び江田島市」を「江田島市及び熊野町」に改め、同表の第二十五号中「呉市」を削り、同表の第二十五号の二の二中「三次市」の下に「庄原市」を加え、同表の第二十六号の二から第二十六号の九までの規定中「及び江田島市」を「江田島市及び熊野町」に改め、同表の第二十七号の二中「三次市」の下に「庄原市」を、「江田島市」の下に「熊野町」を加え、同表の第二十八号中「三次市」の下に「庄原市」を加える。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の表の第十三号、第十六号の二、第十八号及び第十九号の四(「安芸高田

市」の下に、「熊野町」を加える部分を除く。)並びに第三条の表の第十二号及び第十五号の改正規定並びに次項の規定 公布の日

二 第二条の表の第十一号の三及び第二十一号の改正規定 平成十八年六月一日

三 第二条の表の第二十四号の改正規定(同号中(25)から(28)までに係る部分(障害福祉サービス事業に係る部分に限る。))を除く。)並びに同表の第二十四号の二の改正規定中(3)、(4)及び(5)(指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、(7)、(9)、(10)から(13)まで(指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、(16)、(17)(指定相談支援事業者に係る部分に限る。)並びに(26)から(31)まで(障害福祉サービス事業に係る部分を除く。) 平成十八年十月一日

2 (動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条第二項に基づき動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条及び第二十七条の例により行う事務は、呉市及び福山市が処理することとする。

(障害者自立支援法の施行に伴う経過措置)

3 施行日から附則第一項第三号に掲げる規定の施行の前日までの間、福山市は障害者自立支援法(以下「法」という。)に係る事務のうち、次に掲げるものを処理するものとする。

一 法第四十八条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者等に対する報告等の命令、出頭の要求又は質問若しくは立入検査(法附則第十条第一項、第四項及び第五項並びに第十一条第一項の規定により第二十九条第一項の指定を受けたものとみなされた精神障害者居宅介護等事業、精神障害者短期入所事業及び精神障害者地域生活援助事業を行っている者に係るものに限る。以下同じ。)

二 法第四十九条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する勧告

三 法第四十九条第四項の規定による指定障害福祉サービス事業者が勧告に従わないときの公表

四 法第四十九条第五項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する措置の命令

五 法第四十九条第六項の規定による指定障害福祉サービス事業者に対する措置命令を

した旨の公示

六 法第五十条第一項の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止

七 法第五十一条の規定による指定障害福祉サービス事業者の指定等をした旨の公示

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十三号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和四十二年広島県条例第五十一号)の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

附 則

この条例は、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第五十号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

広島県手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十四号

広島県手数料条例等の一部を改正する条例

(広島県手数料条例の一部改正)

第一条 広島県手数料条例(平成十二年広島県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第三条の表に次のように加える。

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査	同法第百十五条の三十第一項の規定により知事が指定する調査機関
介護保険法第百十五条の二十九第三項の規定による介護サービス情報の公表	同法第百十五条の三十六第一項の規定により知事が指定する情報公表センター

別表通訳案内業法(昭和二十四年法律第二百十号。以下この項において「法」という。)の項を次のように改める。

通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号。以下この項において「法」という。)	法第十八条の規定による通訳案内士の登録	通訳案内士の登録手数料	五、一〇〇円
	法第二十三条第二項の規定による通訳案内士登録証の訂正	通訳案内士登録証の訂正手数料	四、〇〇〇円
	法第二十四条の規定による通訳案内士登録証の再交付	通訳案内士登録証の再交付手数料	四、〇〇〇円

別表農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。)の項を削り、同表家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に、「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に、

二牛、やぎの結核病検査	二五〇円	を
二牛、やぎの結核病検査	三〇〇円	に、
七牛、豚のブルセラ病検査	二五〇円	を
七牛、やぎ、豚のブルセラ病検査	三〇〇円	に、
八牛のヨーネ病検査	二五〇円	を
八牛のヨーネ病検査	五〇〇円	に改め、同表高圧ガス保安法(以

下この項において「法」という。)の項中

令第十八条第二項第一号の規定による高圧ガス製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料	一 乙種化学責任者免状に係る試験 一〇、〇〇〇円 二 丙種化学責任者免状に係る試験 九、四〇〇円
法第三十一条第二項の規定による高圧ガス販売主任者試験の実施	高圧ガス販売主任者試験手数料	一 第一種販売主任者免状に係る試験 八、五〇〇円 二 第二種販売主任者免状に係る試験 六、七〇〇円
		三 乙種機械責任者免状に係る試験 一〇、〇〇〇円 四 第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 一〇、〇〇〇円 五 第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 九、四〇〇円

令第十八条第二項第一号の規定による高圧ガス製造保安責任者試験の実施	高圧ガス製造保安責任者試験手数料	一 乙種化学責任者免状に係る試験 一〇、〇〇〇円(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して受験願書を提出する場合(以下「電子情報処理組織により受験願書を提出する場合」という。))にあっては、九、五〇〇円) 二 丙種化学責任者免状に係る試験 九、四〇〇円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、八、九〇〇円) 三 乙種機械責任者免状に係る試験 一〇、〇〇〇円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、九、五〇〇円)
-----------------------------------	------------------	---

法第三十一条第二項の規定による高圧ガス販売主任者試験の実施	高圧ガス販売主任者試験手数料	四 第二種冷凍機械責任者免状に係る試験 一〇、〇〇〇円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、九、五〇〇円) 五 第三種冷凍機械責任者免状に係る試験 九、四〇〇円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八、九〇〇円)
一 第一種販売主任者免状に係る試験 八、五〇〇円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、八、〇〇〇円) 二 第二種販売主任者免状に係る試験 六、七〇〇円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合にあっては、六、二〇〇円)		

「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器に装置」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器に装置」に改め、同表液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下この項において「法」という。)の項中

一三三、〇〇〇円

一三三、〇〇〇円(電子情報処理組織により受験願書を提出する場合には、一二一、五〇〇円)

に改め、同表積立式宅地建物販売

業法(昭和四十六年法律第百一十一号。以下この項において「法」という。)の項の次に次のように加える。

動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律	法第十条第一項の規定による動物取扱業の登録の申請に対する審査	動物取扱業登録申請手数料	一五、〇〇〇円
	法第十三条第一項の規定による動物取扱業の登録の更新の新申請手数料	動物取扱業登録更新申請手数料	一五、〇〇〇円

。以下この項において「法」という。

申請に対する審査	法第二十二條第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施	動物取扱責任者研修手数料	一、五〇〇円
法第二十六條第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の申請に対する審査	法第二十八條第一項の規定による法第二十六條第二項第二号又は第四号から第六号までに掲げる事項の変更の許可の申請に対する審査	特定動物飼養又は保管許可申請手数料	一九、〇〇〇円
法第三十五條第一項の規定による犬又はねこの引取り(知事が指定した場所での引取りを除く。)	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。)第二条第六項の規定による動物取扱業登録証の再交付	犬又はねこの引取り手数料 動物取扱業登録証再交付手数料	一頭又は一匹につき 三、六一〇円 七〇〇円
省令第十五條第六項の規定による特定動物飼養又は保管許可証の再交付	省令第十五條第六項の規定による特定動物飼養又は保管許可証の再交付	特定動物飼養又は保管許可証再交付手数料	七〇〇円

別表介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)の項中「平成九年法律第百二十三号。」を削り、

法第九十四條第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可手数料	六三、〇〇〇円
法第九十四條第二項の規定による介護老人保健施設の変更の許可の申請に対する審査(構造設備の変更を伴うものに限る。)	介護老人保健施設変更許可手数料	三三、〇〇〇円

を

法第六十九条の七第一項の規定による介護支援専門員証の交付の申請に対する審査	介護支援専門員証の交付申請手数料	三、八〇〇円
法第九十四条第一項の規定による介護老人保健施設の開設の許可の申請に対する審査	介護老人保健施設開設許可手数料	六三、〇〇〇円
法第九十四条第二項の規定による介護老人保健施設の変更の許可の申請に対する審査（構造設備の変更を伴うものに限る。）	介護老人保健施設変更許可手数料	三三、〇〇〇円
法第一百五十九条の二十九第二項の規定による介護サービス情報の調査	介護サービス情報調査事務手数料	四四、八〇〇円
法第一百五十九条の二十九第三項の規定による介護サービス情報の公表	介護サービス情報公表事務手数料	一五、〇〇〇円

改める。

（広島県警察関係手数料条例の一部改正）

第二条 広島県警察関係手数料条例（平成十二年広島県条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下この項において「法」という。）の項に次のように加える。

法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の第二項（法第三十一条の七第二項及び第三十一条の七第七第二項において準用する場合を含む。）の規定による法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一	性風俗関連特殊営業届出確認書交付手数料	一 法第二条第六項又は第九項の営業を営もうとする者に係るもの 一一、九〇〇円 二 法第二条第七項第一号の営業を営もうとする者で当該営業につき受付所を設けようとするものに係るもの 三、四〇〇円と八、五〇〇円に受付所の数を乗じて得た額との合計額
--	---------------------	---

に

条の七第一項、第三十一条の十二第一項又は第三十一条の十七第一項の届出書の提出があった旨を記載した書面の交付	性風俗関連特殊営業変更届出確認書交付手数料	三 法第二条第七項、第八項若しくは第十項の営業を営もうとする者（二に掲げる者を除く。）又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第十九号）附則第三条第二項の規定により法第二十七条第一項、第三十一条の二第一項、第三十一条の七第一項、第三十一条の七第二項若しくは第三十一条の十七第一項の届出書を提出したものとみなされる者に係るもの 三、四〇〇円
法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一条の二第一項、第三十一	性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料	一 変更に係る事項が受付所の新設に係るものである場合 一、九〇〇円と八、五〇〇円に当該新設に係る受付所の数を乗じて得た額との合計額 二 一に掲げる場合以外の場合 一、五〇〇円
法第二十七条第四項（法第三十一条の十二第二項において準用する場合を含む。）又は第三十一	性風俗関連特殊営業届出確認書再交付手数料	一、二〇〇円

三十一条の二第四項(法第三十一条の七第二項及び第三十一条の十七第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出書の提出があった旨を記載した書面の再交付

(県立病院使用料及び手数料条例の一部改正)

第三条 県立病院使用料及び手数料条例(昭和二十四年広島県条例第三十一条)の一部を次のように改正する。

訪問看護	介護保険法(以下この項において「法」という。)第四十一条第四項第一号及び法第五十三条第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
居宅療養管理指導	法第四十一条第四項第一号及び法第五十三条第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額

別表中

を

訪問看護	介護保険法(以下この項において「法」という。)第四十一条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
介護予防訪問看護	法第五十三条第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
居宅療養管理指導	法第四十一条第四項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額
介護予防居宅療養管理指導	法第五十三条第二項第一号の規定により厚生労働大臣が定める基準に定めるところにより算定した額

に改め

同表中十四の項を十七の項とし、七の項から十三の項までを三項ずつ繰り下げ、十の項の前に次のように加える。

九 母乳外来利用料	一回三、〇〇〇円以内で知事が定める額
-----------	--------------------

別表中六の項を八の項とし、同項の前に次のように加える。

七 ケミカルピーリング料 一回六、五六〇円以内で知事が定める額

別表中五の項を六の項とし、同項の前に次のように加える。

五 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準(平成十七年厚生労働省告示第四百四十号)第四号に規定する自動吻合器を用いた直腸粘膜脱又は内痔核手術(PPH)に係る手術料	一回一〇四、九八〇円以内で知事が定める額
--	----------------------

別表備考二中「第七条第八項」を「第八条第四項」に、「療養の世話又は診療」を「療養上の世話又は必要な診療」に改め、「補助をいい」の下に、「介護予防訪問看護」とは同法第八条の二第四項に規定する療養上の世話又は必要な診療の補助をいいを加え、「同条第十項」を「同法第八条第六項」に改め、「定めるものをいい」の下に「介護予防居宅療養管理指導」とは同法第八条の二第六項に規定する療養上の管理及び指導であつて、厚生労働省令で定めるものをいいを加え、「同条第二十三項」を「同法第八条第二十六項」に改める。

(広島県家畜人工授精料等徴収条例の一部改正)

第四条 広島県家畜人工授精料等徴収条例(昭和二十三年広島県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「五万五千円」を「六万五千円」に改め、同項第三号中「一万五千円」を「二万円」に改める。

別表中「一、〇〇〇円」を「一、一五〇円」に、「五二〇円」を「六〇〇円」に改める。

(広島県漁港管理条例の一部改正)

第五条 広島県漁港管理条例(昭和四十年広島県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二条の見出し中「利用料金又は」を削り、同条第一項中「別表第一に規定する利用料金又は別表第二に規定する」を削る。

第十五条及び第十六条を削り、第十七条を第十五条とし、第十八条を第十六条とする。

別表第一中「（第十一条の二、第十二条、第十五条、第十六条関係）」を「（第十一条の二、第十二条関係）」に、

利用料金の範囲	七、七〇〇円から 一〇、五〇〇円まで 九、七〇〇円から 一三、一〇〇円まで
使用料	七、七〇〇円 九、七〇〇円 三、四〇〇円 四、二〇〇円

を  
に改め、同表備考中「利用

料金」を「使用料」に改める。

（広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例の一部改正）

第六条 広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例（昭和四十年広島県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「受けようとする者は」を「受けようとする者（給水の種別を変更しようとする者を含む。）」は、給水の種別を明らかにして」に改め、同条に次の四項を加える。

2 給水の種別は、次のとおりとする。

- 一 一般給水
- 二 定量給水
- 三 少量給水

3 一般給水とは、第一項の規定による承認をする際、管理者が定める使用者の一日当たりの使用水量（以下「基本水量」という。）が五百立方メートル以上で、定量給水以外の給水をいう。

4 定量給水とは、基本水量が五百立方メートル以上で、一日を午前零時から一時間ごとに分割した各一時間（以下「単位時間」という。）の給水量が概ね一定である給水をいう。

5 少量給水とは、単位時間における使用水量が十立方メートル以下である給水をいう。

第四条第一項中「使用者は、」の下に「給水の種別に応じて算定した」を加え、同条第三項を同条第五項とし、同項の前に次の一項を加える。

4 少量給水における料金の種別及びその料率は、次のとおりとする。

施設の区分	種別		料率
	使用料	基本使用料金	
太田川東部工業用水道（第一期水道）	使用料	一立方メートル当たり	六・八円
	基本使用料金	一日当たり	八、〇〇〇円
太田川東部工業用水道（第二期水道）	使用料	一立方メートル当たり	九・二円
	基本使用料金	一日当たり	一一、一五〇円
沼田川工業用水道	使用料	一立方メートル当たり	一二・二円
	基本使用料金	一日当たり	五、五五〇円
備考	使用料	一立方メートル当たり	七・四円

備考  
一 この表において「第一種」とは、第二期水道給水区域のうち広島市、呉市及び安芸郡の給水区域における工業用水道の料金をいう。  
二 この表において「第二種」とは、第二期水道給水区域のうち東広島市の給水区域における工業用水道の料金をいう。

第四条第二項中「料金の種別」を「定量給水における料金の種別」に改め、同項の表備考一中「広島県公営企業の設置等に関する条例（昭和四十五年広島県条例第二十一号）第三条第二項の表に規定する太田川東部工業用水道第二期水道の給水区域（以下「及び」という。）」を削り、同項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 一般給水における料金の種別及びその料率は、次のとおりとする。

施設の区分	種別		率	
	基本料	特別料		
	金	金		
太田川東部工業用水道(第一期水道)	基本料	一立方メートル当たり	一〇・九円	
	使用料	一立方メートル当たり	四・八円	
	特定料	一立方メートル当たり	一五・三元	
	超過料	一立方メートル当たり	三一・四円	
	第一種	基本料	一立方メートル当たり	三一・四円
		使用料	一立方メートル当たり	六・六円
		特定料	一立方メートル当たり	五二円
		超過料	一立方メートル当たり	七六円
	第二種	基本料	一立方メートル当たり	四三・九円
		使用料	一立方メートル当たり	八・七円
		特定料	一立方メートル当たり	七三円
		超過料	一立方メートル当たり	一〇五・二円
沼田川工業用水道	基本料	一立方メートル当たり	二一・六円	
	使用料	一立方メートル当たり	五・三元	
	特定料	一立方メートル当たり	三六・三元	
	超過料	一立方メートル当たり	五三・八円	

備考  
 一 この表において「第一種」とは、広島県公営企業の設置等に関する条例(昭和四十五年広島県条例第二十一号)第三条第二項の表に規定する太田川東部工業用水道第二期水道の給水区域(以下「第二期水道給水区域」という。)のうち広島市、呉市及び安芸郡の給水区域における工業用水道の料金をいう。  
 二 この表において「第二種」とは、第二期水道給水区域のうち東広島市の給水区域における工業用水道の料金をいう。

(料金の額)

第五条 一般給水の料金の額は、次の各号に定める額の合計額に百分の百五を乗じて得

た額(その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

一 基本料金 基本水量の一月分に前条第二項の表に規定する基本料金の料率を乗じて得た額

二 使用料金 単位時間における使用者の実使用水量(当該水量が基本水量の二十四分の一の水量を超える場合は、基本水量の二十四分の一の水量とする。)の一月分に前条第二項の表に規定する使用料金の料率を乗じて得た額

三 特定料金 使用者の申込みにより、管理者が一定期間について定める基本水量を超える使用者の一日当たりの使用水量(以下「特定水量」という。)の一月分に前条第二項の表に規定する特定料金の料率を乗じて得た額

四 超過料金 単位時間における使用者の実使用水量が、基本水量(特定水量が定められている場合は、基本水量に当該特定水量を加えた水量。次項第三号及び第六条において同じ。)の二十四分の一を超える場合における当該超える水量(以下「超過使用水量」という。)の一月分に前条第二項の表に規定する超過料金の料率を乗じて得た額

2 定量給水の料金の額は、次の各号に定める額の合計額に百分の百五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

一 基本料金 基本水量の一月分に前条第三項の表に規定する基本料金の料率を乗じて得た額

二 特定料金 特定水量の一月分に前条第三項の表に規定する特定料金の料率を乗じて得た額

三 超過料金 超過使用水量の一月分に前条第三項の表に規定する超過料金の料率を乗じて得た額

3 少量給水の料金の額は、次の各号に定める額の合計額に百分の百五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額)とする。

一 基本使用料金 一月の日数に前条第四項の表に規定する基本使用料金の料率を乗じて得た額



二 使用料金 五十立方メートルにその月の日数を乗じて得た水量を一月分の実使用水量を超える場合における当該超える水量に前条第四項の表に規定する使用料金の料率を乗じて得た額

第六条中「基本使用水量」を「基本水量」に、「超過料金を徴収しない」を「次のとおりとする」に改め、同条に次の二号を加える。

- 一 給水の種別が一般給水の場合には、当該超過使用水量に第四条第二項の表に規定する使用料金の料率を乗じて得た額を超過料金として徴収する。
  - 二 給水の種別が定量給水の場合には、超過料金を徴収しない。
- 第七条中「及び特定料金」を、「特定料金及び基本使用料金」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中広島県手数料条例別表農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和二十五年法律第七十五号。以下この項において「法」という。)の項を削る改正規定及び次項の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成十八年五月一日
- 三 第一条中広島県手数料条例別表に動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第五号。以下この項において「法」という。)の項を加える改正規定 平成十八年六月一日

(経過措置)

2 この条例による改正後の広島県手数料条例(以下この項において「新手数料条例」という。)の施行前に動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条第一項の規定により、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第六十八号)による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律第二十六条第一項の規定の例による特定動物の飼養又は保管の許可の申請については、新手数料条例の施行前においても行うことができるものとし、

当該許可の申請に対する審査については、一件につき一万九千円の手数料を徴収する。

3 この条例による改正前の広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例第二条の規定による給水の承認は、この条例による改正後の広島県工業用水道の料金その他の供給条件に関する条例(以下この項において「新条例」という。)第二条第一項の規定による給水の種別の変更の申込みをし、その承認があるまでの間は、新条例第二条第二項第二号に規定する定量給水についての給水の承認とみなす。

広島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十五号

広島県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例

広島県固定資産評価審議会条例(昭和三十七年広島県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第五条中「地域振興部」を「総務部」に改める。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十六号

広島県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

広島県青少年健全育成条例(昭和五十四年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 健全育成を阻害する行為の規制(第三十九条―第四十二条)」を

「第五章 健全育成を阻害する行為の規制(第三十九条―第四十二条)」を

第五章の二 インターネット利用環境の整備(第四十二条の二) に改める。

第二十四条中「及び」を、「」に改め、「営む者」の下に「及び設備を設けて客に図書類

を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用をさせる営業を営む者」を加える。

第三十五条第一項中「又は設備」を「設備」に改め、「営む者」の下に「又は設備を設けて客に図書類を閲覧若しくは視聴させ、若しくはインターネットの利用をさせる営業を営む者」を加える。

第三十八条の九第一項第一号中「第四十八条第二項」を「第四十八条第三項」に改める。

第五章の次に次の一章を加える。

第五章の二 インターネット利用環境の整備

第四十二条の二 保護者、家庭を構成する者並びに学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、インターネットの利用により得られる情報であつてその内容の全部又は一部が第十六条各号のいずれかに該当すると認められる情報（以下「有害情報」という。）を、青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリングの機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。

3 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その事業活動を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧又は視聴することのないよう、フィルタリングの機能を有するソフトウェアに関する情報その他必要な情報を提供するよう努めなければならない。

附則

この条例は、平成十八年七月一日から施行する。

自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年三月二十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十七号

自然公園施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

自然公園施設の設置及び管理に関する条例（昭和五十一年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一 仏通寺公園施設の項を削る。

附則

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
平成十八年三月二十七日  
広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十八号

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

運動施設	テニスコート	八時から一八時まで	四分の一以上専用して利用する場合に限る。
	バレーボールコート		
	バスケットボールコート		
	ゲートボールコート		
運動施設	エスキーテニスコート	八時から一八時まで	四分の一以上専用して利用する場合に限る。
運動施設	テニスコート		
運動施設	テニスコート	八時から一八時まで	四分の一以上専用して利用する場合に限る。
運動施設	運動広場	八時から一八時まで	四分の一以上専用して利用する場合に限る。

に

を